

info

09

令和6年度

湯沢市奨学生(第1期)を募集します

高い向学意欲がありながら、経済的な理由で修学が困難な方を対象とした無利子奨学金制度の奨学生を募集します。

■対象

本人または保護者が市内に住所を有する方

■制度の特徴

- (1) 他奨学金と併せて利用できます(併用を認めていない制度の奨学金があります)。
- (2) 独立した生計を営み、返還に十分な能力を有する方であれば、連帯保証人の居住地や年齢は問いません。

■貸付額

- (1) 高等学校など 月額15,000円以内
- (2) 高等専門学校 月額20,000円以内
- (3) 大学など 月額50,000円以内
- (4) 入学一時金として 500,000円以内(4年制以上の大学の入学予定者に限る)

■貸付期間 4月から在学する学校の正規の修学期間

■返還期間 10年以内。ただし、4年制以上の大学に入学する方は修学期間の3倍の年数以内。

■募集期間および人数

第1期……11月30日(木)まで/10人程度

第2期……令和6年1月15日(月)~令和6年2月29日(木) /5人程度

■申込み

教育総務課の窓口でお配りする出願書類に必要事項を記入の上、下記へ提出してください(郵送では受け付けません)。なお、出願書類は市ホームページからダウンロードすることもできます。

■受付時間 午前8時30分~午後5時(平日)

※詳細は市ホームページをご覧ください。

問 教育総務課総務班 (☎ 73-2161)

info

10

奨学金の返還を助成します!



詳細は市ホームページをご覧ください。

■対象

▷個人(奨学金返還者)…市税の滞納がなく、次のいずれにも該当すること

- ①交付申請時点において市内に定住する意思をもって住所を有し、就労している
- ②秋田県奨学金返還助成の一般分の交付決定を受けている、または対象要件を満たしていたことがある

▷事業者…上記①②に該当する従業員を雇用し、かつ奨学金返還を支援していること

※本助成金制度の対象となるか不明な場合は、問い合わせください。

■助成金を交付する期間

最大10年間。ただし、年度ごとに交付申請が必要です。

※令和4年度から、助成期間を3年から10年に拡充しました。過去に返還助成を受けていた方も対象となる場合があります。

■対象となる奨学金

日本学生支援機構、秋田県育英会および湯沢市奨学金を含む県内市町村奨学金など

■助成する額

対象となる奨学金返還額(上限20万円)から、県などの助成金を控除した額、または返還した年額の3分の1(上限6万6千円(千円未満切り捨て))。

問 まちづくり協働課未来づくり推進班 (☎ 56-8386)